

## 倉 沢 里 山 を 愛 す る 会 会 則

私たちが活動するフィールドは 1993 年（平成 5 年）以降に発生した複数の地元地権者の相続にあたって、相続人が大きな労苦と犠牲をはらい、寄付や相続税の物納等を組み合わせることによって保全することができた緑地です。同時に「倉沢里山を愛する会」の地道なボランティア活動や日野市当局の努力と配慮とがあいまって、他にあまり例を見ない貴重な形で残されたものでもあります。私達はこの倉沢里山において、常にこのことに思いを致し、緑を大切に守り楽しみながら活動していきます。

- 1.（名称）本会の名称は「倉沢里山を愛する会」（以下「本会」という。）とします。
- 2.（目的）本会は東京都日野市百草の倉沢地域に残る里山を拠点として、里山をできるだけ現状のまま永く残すためのボランティア活動を実施すると同時に、里山の自然に親しみ会員並びに地域の市民相互のコミュニケーションを深めていくことを目的とします。
- 3.（運営年度）本会の運営年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とします。
- 4.（会員）本会の趣旨に賛同し、入会を希望する人は誰でも会員となることができます。会員には、本会が主催するボランティア活動等への積極的な参画が期待されます。
- 5.（会員の区分と会費）会員の区分は個人会員と法人会員とし、会費は第 10 項の賛助金並びに助成金等と合わせて、ボランティア保険料、事務局費、通信費、機材・備品費等に充当します。また、個別のイベントの都度、参加者から必要な実費を別に徴収することがあります。
- 6.（個人会員）新たに入会を希望する個人は、同居する 1 家族を単位として入会金 1,000 円を本会に納入することとし、活動に参加する家族を会員として登録します。個人会員の年会費は 1 年 / 1 家族を単位として 2,000 円とし、入会時、または年度ごとに毎年度のはじめに納入するものとします。
- 7.（法人会員）法人会員は、1 企業または 1 団体を単位として、入会金として 10,000 円を本会に納入することとし、活動に参加する構成員を会員として登録します。法人会員の年会費は 1 年 / 1 企業または 1 団体を単位として 1 口 10,000 円、1 口以上とし、入会時、または年度ごとに毎年度のはじめに納入するものとします。
- 8.（ファームへの参加）会員は希望すればファームの運営・管理に参加できます。
- 9.（ファーム運営規約）前項のファームについては、幹事会が、別に定めるファーム運営規約に基づき里山保全活動の一環として運営することとし、会員は規約を遵守してファームの円滑な運営・管理に協力することとします。
- 10.（賛助金）会員または会員外において、本会の趣旨に賛同する人は賛助金により本会を経済的に支援することができます。賛助金は一口 1,000 円を単位とし、一口以上何口でも拠出することができます。
- 11.（幹事）本会に幹事 15 名程度をおくこととし、新たな幹事の就任は現行の幹事会の承認によることとします。
- 12.（役員）本会の役員として会長、副会長各 1 名および会計監査 2 名、ならびにその他必要な担当役員をおくこととし、幹事会において幹事の中から互選により選出します。
- 13.（任期）幹事および役員の任期は特に定めず、また再任を妨げません。
- 14.（会計報告）会計は、会員並びに会員外からの寄付や助成金等を含め、年 1 回収支決算報告をします。
- 15.（活動）本会の活動計画の立案並びに運営・実施については、幹事会を中心として、できるだけ多くの会員が積極的に参画するものとします。
- 16.（責任）本会の活動は、会員各人の自発的なボランティア活動であり、本会の目的に則って各人の責任において参加し、機材・設備の活動目的以外の使用は原則禁止とし、他人への迷惑や事故等のないよう十分注意することとします。会員の家族の参加についても、各会員の責任で十分注意することとします。
- 17.（改定）この会則に定めがないこと、またはこの会則およびファーム運営規約の改定については幹事会において決定することとし、決定された内容は必要に応じて会員に報告します。
- 18.（施行期日）この会則は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

## 倉 沢 里 山 を 愛 す る 会 フ ァ ー ム 運 営 規 約

1. (目的) この規約は、倉沢里山を愛する会（以下「本会」という。）が地権者の委託により運営・管理する「アリスの丘・風の丘ファーム」（以下一括して「ファーム」という。）の運営ルールを定めることを目的とします。
2. (ファームの位置付け) ファームは、倉沢里山を構成する重要な一要素である農地を、里山全体の保全に協力する本会の活動の一環として、適切に維持・管理すべきボランティア活動のフィールドの一つと位置付けます。
3. (運営年度) ファームの運営年度は、本会の運営年度と同様とします。
4. (ファームへの参加) 里山保全活動をしている会員は、希望すればファームの運営管理に参加することができます。ファームに参加可能な区画が生じる毎に、日常のボランティア活動への協力度と申し込みの順等を考慮して幹事会の決定により区画を割り当てるものとします。
5. (管理区画の見直し) 管理区画については、より適切な運営を図るため、区画の切り方、担当区画の割当て等について毎年見直しをし、必要があると認められればこれらを変更することがあります。ファーム管理に参加する会員は、これに従うこととします。
6. (ファーム管理参加者の責任) ファーム管理に参加する会員は、第2項に定めるファームの位置付けを十分認識し、本規約の各項ならびに以下に定める各項目を遵守して参加しなければなりません。
  - (1) 本会の実施するボランティア作業に積極的に参加し、参加回数が年間5回を下回らないこと。また、5回以上の参加が困難である場合は、共同ファームの作業や活動事前の準備等に参加して補うこと
  - (2) ファーム管理には原則として申込者本人とその同居家族によってのみ参加すること
  - (3) 自分の区画および周縁部の雑草等は、周囲の迷惑とならぬよう適切に管理すること
  - (4) 個人的に樹木を植えたり物置等の構築物を設置しないこと
  - (5) ハーブ類は根が張って隣地に入り込まないように根切りをすること
  - (6) 空き缶やビニール等のゴミ類は必ず持ち帰ること
  - (7) 年度の途中であっても、地権者または本会の都合により退去の要請があった場合は協力すること、また退去に当たっては一切の要求をしないこと
  - (8) ファーム管理参加を中止して退去する時は、畑を元の状態にもどして返却すること
7. (サービスの利用) 本会の会員で、本会のファーム管理以外の畑をやっている方については、6項(1)の条件を満たせば、駐車場や水道、牛糞、馬糞、鶏糞、オカラ等、本会が会員に提供するサービスを利用することが出来るものとする。
8. (退去要請) ファーム管理に参加する会員の日常の管理やボランティア作業への協力度が不十分、または本規約が遵守されていないと認められる場合、幹事会の決定により当該会員に対してファームの退去を要請することがあります。この場合6項(7)および(8)に従って、速やかに退去しなければなりません。
9. (改定) この規約に定めがないこと、またはこの規約の改定については幹事会において決定することとし、決定された内容は必要に応じて会員に報告します。
10. (施行期日) この規約は、2021年4月1日より施行する。